

平成 29 年 7 月 26 日

文化庁長官官房著作権課  
著作物流通推進室 企画調査係 御中

著作権等管理事業法施行規則の一部を改正する省令案への意見(3)

- ①氏名:一般社団法人音楽電子事業協会
- ②性別:該当なし
- ③職業:該当なし
- ④住所:東京都千代田区三崎町 2-16-9 イトービル 4F
- ⑤電話番号:03-5226-8550
- ⑥意見:

利用者の二重払いのリスクへの対応

法は、「著作権及び著作隣接権の管理を委託する者を保護するとともに、著作物、実演、レコード、放送及び有線放送の利用を円滑にし、もって文化の発展に寄与することを目的」とする(第 1 条)。

しかし、現行の法は、多くの点において、著作物の利用の円滑に対する配慮が欠けていると言わざるを得ない。最も懸念される点は、利用者が利用料の二重払いのリスクを抱えているという点である。現行法においては、利用者は著作権等管理事業者の著作物管理権限についてチェックする術を何ら持っていないが、利用者は管理権限を有していない著作権等管理事業者に対して著作物使用料を支払ったとしても免責されずに、後に正当な権限を有する著作権者又は著作権等管理事業者から当該著作物の使用料を請求された場合にはこれに応じなければならず二重払いを余儀なくされるのである。

そうすると、利用者としては二重払いのリスクを避けるために、使用料を請求する著作権等管理事業者が真に管理権限を有するかについて慎重に調査をする必要が出てくるが、これ自体が著作物の円滑な利用を阻害していることは言うまでもない。

この点を立法的に解決するものとして、著作権等管理事業者に管理著作物の公示義務を課した上で、当該公示を信頼して著作物利用者が使用料を支払った場合には当該弁済は「無過失」として、民法 478 条の債権の準占有者に対する弁済の効果を認める旨の規定を法に設けることが考えられよう。

また、著作権等管理事業者が許諾した権利が不正なものであることが明らかになった場合には、利用者に対し補償を義務付け、かつ補償が履行されない場合には、罰則の対象とする等して、厳重に取り締まるべきである。

この例に代表されるように、法は、著作物の円滑な利用もその目的の 1 つとしているにもかかわらず、現行法下では、その点に対する配慮が十分な制度設計になっている

とは言い難い。著作物の円滑な利用という目的に、より着眼した法改正を切に望む。

以上